

2010年12月21日

消費者庁食品表示課 御中

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

加工食品品質表示基準の一部改定(案)についての意見

【意見】

加工食品品質表示基準別表2に、主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加する改正を行うことに反対です。

【理由1】

新たに義務対象品目を追加することは時期尚早です。

義務対象品目は平成19年に緑茶飲料及びあげ落花生が追加され、平成21年10月に完全義務化になったばかりであり、今は、①義務対象品目の定着、②現状の表示方法での事業者の自主的取り組みの推進、③パッケージ表示以外のホームページでの原料原産地情報提供の推進等を計る時期であり、今拙速に、新規に義務対象品目を追加する必要はないと考えます。

また、現在消費者委員会食品表示部会では義務対象品目の選定の基本的考え方について、消費者委員会としてどう考えるかについて調査会を設置して根本論議がされようとしており、義務対象品目の追加はこの根本論議に一定の結論が出た後に行うべきと考えます。

【理由2】

義務対象品目に「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」が選定された理由が不明瞭です。

義務対象品目の選定は基本的要件である「要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、」要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品」に適合することが大前提と考えますが、今回選定された「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」は基本的要件への適合性を第一に考えるのではなく、単に消費者からの拡大の要望の高い品目で実現可能性が高い品目であることから選定されたとしか思えません。

以上